

独占禁止法改正法の施行に係る取組

平成27年4月8日
公正取引委員会

□独占禁止法改正法(平成25年法律第100号):平成27年4月1日施行

□政令等の整備

- 改正法施行日政令
- 独占禁止法施行令等の一部改正政令
- 公正取引委員会事務総局組織令等の一部改正政令
- 意見聴取規則
- 公正取引委員会関係規則の整備規則
- 上記のほか、ガイドライン等の改正

□改正法の施行に伴う体制整備(平成27年度予算により措置)

- 官房総務課企画官(意見聴取手続を担当)及び審査局訟務官(訴訟業務を主に担当)を新設
- 定員:増員6人(意見聴取手続の対応及び訴訟対応のための体制整備)

□内部研修

- 審判制度廃止後の訴訟対応に係る内部研修の実施
- 意見聴取手続への対応に係る内部研修の実施

□周知活動

- 公正取引委員会が主催する説明会
: 計10回開催(東京2回及び地方事務所等所在地各1回)
- 経済団体, 経済法研究会, 弁護士会等が主催する説明会等への講師派遣
: 計16回派遣

□その他

- 裁判所・日弁連との抗告訴訟の審理運営に係る意見交換